

学校給食費の無償化・公会計化に関するQ & A

〈目次〉

1. 無償化・公会計化について……P.2
2. 学校給食申込書について……P.3
3. 書類の記載方法について……P.4
4. 学校給食に関する補助金について……P.5

※このQ & Aは令和6年度中の手続き等に関する項目をまとめたものです。
令和7年度以降の詳細については令和6年度中に更新予定です。

1. 無償化・公会計化について

Q1-1 学校給食費公会計化の目的は何ですか？

主な目的は以下のとおりです。

- ・学校給食費を町の予算に計上することで会計の透明性を高めること。
- ・町が学校給食費を管理することで学校現場の事務負担等を軽減すること。

Q1-2 無償化・公会計化によって学校で提供する学校給食の内容に何か変更はありますか？

提供内容は変わらず、これまで同様に学校給食を継続します。

Q1-3 精華町に在住している全ての小学生、中学生が無償化の対象となるのですか？

町立小・中学校に在籍している児童・生徒のみ無償化の対象となります。

ただし、精華町に居住し、特別支援学校小学部及び中学部に在学する児童・生徒の保護者に対しては、特別支援学校学校給食費補助金の交付があります。5 ページに詳細があります。

Q1-3 食物アレルギーが原因で給食を全く食べていません。自宅から代替食（弁当）を持参している場合、何か補助はありますか？

学校給食弁当代替者補助金の交付があります。5 ページに詳細があります。

2. 学校給食申込書について

Q2-1 学校給食申込書は毎年提出するのですか？

申込書は児童・生徒が町立小・中学校に在籍している間有効ですので、毎年提出する必要はありません。

ただし町立小学校から町立中学校に進学した際には、中学校入学時に再度提出する必要があります。

Q2-2 食物アレルギーが原因で自宅から弁当を持参しており、給食は食べていません。学校給食申込書の提出は必要ですか？

学校給食申込書の提出は必要です。学校給食における食物アレルギー対応については、「食物アレルギー対応食実施申請書」の提出など、入学予定の学校との調整が別途必要となります。入学予定の学校へご相談ください。また食物アレルギーの改善があり「食物アレルギー対応食実施申請書」の内容に変更が生じた場合、お早めに学校へご相談ください。

Q2-3 学校給食申込書を提出していますが、学校給食を停止したい場合の手続きはありますか？

学校給食を実施する日において5日以上欠食する場合は、5日前（土日祝）までに学校へ連絡してください。

また、食物アレルギー等による学校給食の全て又は一部を停止する場合や停止していた学校給食を再開する場合も同様に学校へ連絡してください。

3.書類の記載方法について

Q3-1 学校給食申込書の記載を誤りました。どうすればよいですか？

二重線で訂正し、余白に正しい内容を記載してください。給食申込書の訂正に押印は不要です。

Q3-2 学校給食申込書を紛失（破損）しました。予備はもらえますか？

精華町ホームページから様式をダウンロードできます。、もしくは、学校に予備がないか確認をしてください。

4.学校給食に関する補助金について

Q4-1 町立学校以外の学校に在籍している場合は無償化の対象外ですか？

精華町立小・中学校に在籍している児童・生徒が対象となり、国立学校、私立学校等に在籍の児童・生徒は対象外です。ただし、精華町に居住し、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒の保護者に対しては、特別支援学校給食費補助金の交付があります。

Q4-2 学校給食弁当代替者補助金とは何ですか？

町立小・中学校に在籍し、食物アレルギーのため、牛乳及び主食を含め全く学校給食を食べることができないため、学校給食の代替として弁当を持参する児童・生徒の保護者に対して交付します。交付額は弁当対応をした回数に1食単価（小学校 270 円、中学校 320 円）を乗じた額とします。

Q4-3 学校給食弁当代替者補助金の交付を受けるにはどうすればいいですか？

「学校給食申込書」と併せて「学校給食弁当代替者補助金交付申請書」の提出をお願いします。児童・生徒一人につき1枚記入し、学校へ提出をお願いします。

Q4-4 特別支援学校給食費補助金の交付を受けるにはどうすればいいですか？

当該年度の3月末日までに、「特別支援学校学校給食補助金交付申請書」の提出をお願いします。児童・生徒一人につき1枚記入し、精華町役場 学校教育課へ提出をお願いします。

学校給食費の無償化・公会計化に関する
お問い合わせ先

精華町教育部 学校教育課

精華町防災食育センター

TEL 0774-66-6108

FAX 0774-66-6109